至テ太閤秀吉公ノ命ニヨリ、茶會ノ極意ハ一子相傳トナル、宗易嫡男眠翁紹安塞病ナル故ニ、少庵宗淳傳受ス、宗淳ヨリ其子宗旦ニ讓ル、或曰、宗旦ハ紹安ノ子ニシテ、宗淳ノ養子ト云、不レ知、宗旦故有テ藤村庸軒ニ讓置、庸軒又宗旦ノ子江岑宗佐ニ讓歸ス、江岑其子良休宗佐ニ讓リ、良休又原叟宗左ニ讓リ、原叟宗左ハ久田宗全子ニテ、良休ノ甥ナル故ニ養子トナル、原叟宗左故有テ先々師三谷良朴宗鎮傳受ス、時ハ正德六年四月二十三日、不審庵ニテ傳受ス、次席ハ青木如水、服部道圓、兩人ナリ、次席ト云ハ、次ノ間ニ居テ茶事ノ法ヲ見ルノミ、宗鎮是ヲ以テ藝州侯ニ仕官ス、實子賴母ト云、法體シテ宗鎮ト號ス、近年沒ス、臺子傳受次席ノ人々ノ姓名記書一卷アリ、

〔茶道聞書集甲〕傳有て傳なし、法有て法なし、時有て時なし、

元伯の歌に、茶の湯とは耳にてつたへ眼につたへ心に傳へ一筆もなし、

〔貞要集一上〕織田氏臺子傳來

一太閤秀吉公へ臺子の茶式御相傳申、秀吉公御秘藏にて、利休に誓詞を以、私に他へは傳授仕まじき由仰付られ、臺子の傳授は秀吉公御直に相傳あそばされしなり、御直傳の衆は、先關白秀次公、蒲生氏郷、細川越中守、木村常陸介、高山右近、瀨田掃部、芝山監物、七人なり、其後織田有樂公執心にて、願ひ給へば、有樂は年來數寄功者なれば、利休直傳仕べき旨上意にて、秀吉公御前におゐて、利休直に相傳せしにより、有樂は右七人の外也、其時退出の砌、利休ひそかに有樂へ、御前なりし故茶道の極意を殘すよし申ければ、有樂聞給ひて、臺子相傳の上に、何事を殘されけるぞ、承度と望たまひければ、利休の答に、さらば口傳の秘事を語り申さん、總而茶道に大事の習と云事さらになし、皆自己の作意機轉にて、ならひのなきを、臺子の極意とするぞといへるよし、誠に此道の名言なり、

茶人

〔酒茶論〕滌煩子曰、〇略中本朝諺謂二好レ茶者一曰二數寄者一、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕小監物源賴能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て横笛を習ひ